

北杜市子育て応援企業等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、子育て世代に魅力あるまちづくりを推進し、子育てと仕事の両立を図り子育て世代を地域に定着させるため、市内に事業所のある子育て支援に積極的に取り組む企業及び事業所（以下「子育て応援企業等」という。）を認定するとともに、子育て応援企業等やその取組内容を広く紹介して、市全体として子育てを応援することを目的とする。

(認定基準)

第2条 子育て応援企業等として認定する企業及び事業所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。ただし、過去3年間において法令に違反する重大な事実がある企業及び事業所を除くものとする。

- (1) 従業員に対する仕事と子育ての両立支援を行っていること。
- (2) 企業及び事業所活動を通じた子どもと子育て家庭の支援を行っていること。
- (3) 地域の子育て活動との協働による支援を行っていること。
- (4) その他、企業・事業所活動において、市長が特に認める子育て支援を行っていること。

(子育て応援企業等の募集)

第3条 子育て応援企業等の募集は、広報ほくと及び市ホームページにより、随時行うものとする。

(認定の申請)

第4条 子育て応援企業等の認定を受けようとする企業・事業所（以下「申請者」という。）は、北杜市子育て応援企業等認定（新規・更新）申請書（様式第1号）により、市長に申請を行うものとする。

(審査)

第5条 市長は、子育て応援企業等の認定を行う場合は、第2条の基準に適合するかについて、書面で審査を行うものとする。

(認定の決定)

第6条 市長は、前条の規定により子育て応援企業等の認定の可否を決定し、北杜市子育て応援企業等認定結果通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(認定書の付与)

第7条 市長は、子育て応援企業等の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、北杜市子育て応援企業等認定書（様式第3号）及び北杜市子育て応援認定マーク（以下「認定マーク」という。）を付与するものとする。

(認定書の掲示)

第8条 認定事業者は、事業所内の見やすい場所に認定書を掲示するものとする。

(認定事業者のPR)

第9条 認定事業者は、認定された旨を自由にPRすることができるとともに、認定マークを使用することができる。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定した日から起算して3年間とする。

(認定の更新)

第11条 認定事業者が、認定期間終了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間満了の日の3ヶ月前までに、北杜市子育て応援企業等認定（新規・更新）申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(確認等への協力)

第12条 認定事業者は、市長がこの告示を実施するために必要な報告を求め、又は確認を行うときは、協力しなければならない。

(認定の辞退)

第13条 認定事業者が、その認定を辞退するときは、北杜市子育て応援企業等認定辞退申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が第2条に規定する基準を満たさなくなったとき又は認定事業者に相応しくない事由が発生したときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、北杜市子育て応援企業等認定取消通知書（様式第5号）を認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者が認定を取り消された場合は、速やかに認定書及び認定マークを市長に返還しなければならない。

(取組内容の広報)

第15条 市長は、子育て応援企業等やその取組内容を広報ほくと及び市ホームページで広く紹介して、市全体として子育てを応援するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。